

付1 公害苦情調査について

1 調査の目的

公害苦情調査は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条の2の規定に基づき、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的として実施する。

〈参考〉公害紛争処理法 抄

第49条の2 中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。

2 調査の対象

全国の都道府県及び市町村の公害苦情相談窓口が、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に受付し、又は処理した公害苦情を調査の対象とする（令和2年度から繰り越された公害苦情を含む。）。

3 調査の方法

令和3年4月1日現在の都道府県及び市町村の公害苦情相談窓口において、令和3年度に公害苦情を受付し、又は処理した状況を「公害苦情調査エクセル入力システム」に入力する方法により行う。

また、令和4年3月31日現在の「公害苦情処理体制」については、別様式に記載することにより行う。

4 調査事項

調査事項は、次表のとおりである。

調査事項等一覧

	エクセル入力システム	公害苦情処理体制
	公害苦情の受付・処理に関する事項	
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付年度 ・ 都道府県コード ・ 市町村コード ・ 窓口コード ・ 発生管理番号 ・ 受付年月日 ・ 主な公害等の種類 ・ 関連公害 ・ 廃棄物の種類 ・ 主な発生原因 ・ 被害の種類 ・ 苦情の処理 ・ 処理年月日 <p><公害の種類が典型7公害の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理方法 ・ 行政上の措置 ・ 講じた防止対策 ・ 関係の公害規制法令の違反 ・ 公害等発生源の用途地域 ・ 公害等発生源の個人・事業所の別 ・ 公害等発生源の主な産業 ・ 繰越データの処理状況 <p><環境省関連項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音調査票 ・ 振動調査票 ・ 悪臭調査票 ・ 悪臭測定結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県名 ・ 市町村名 ・ 部局（所）課名 ・ 郵便番号 ・ 住所 ・ 電話番号（内線番号） ・ 公害苦情処理担当職員数 （1）公害苦情相談員 （2）公害苦情相談員以外の職員 ・ その他
時期	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間	令和4年3月31日現在

注)「都道府県コード」及び「市町村コード」は、令和3年4月1日現在における「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」(総務省)を用いる。

5 調査の流れ



注) 「騒音規制法施行状況調査」「振動規制法施行状況調査」及び「悪臭防止法施行状況調査」のそれぞれ苦情に係る部分を調査（平成16年度調査から開始）

6 調査等の主な変遷

年度	内容
昭和25年度	<ul style="list-style-type: none"> 土地調整委員会が発足（昭和26年1月）
45年度	<ul style="list-style-type: none"> 公害紛争処理法（法律第108号）が公布（6月） 中央公害審査委員会が発足（11月） 自治省が実施していた「公害に係る苦情・陳情件数調査」を引き継ぐ
46年度	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村を対象に「公害苦情件数調査」を開始 「地方公共団体における公害苦情処理状況」（公害苦情件数調査結果を基に抽出した苦情についての処理状況）を開始
47年度	<ul style="list-style-type: none"> 土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合し、公害等調整委員会が発足（7月）
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> 「公害苦情件数調査」と「地方公共団体における公害苦情処理状況」を一本化し、「公害苦情調査」として開始 「公害苦情件数調査」について、調査の方法を都道府県・市町村ごとに集計した集計表を回収する「集計表回収方式」から、苦情1件につき1枚の調査票を作成し回収する「個票集計方式」へ変更 典型7公害以外の苦情について整理し、分類項目等を変更（参考1参照） 「地方公共団体における公害苦情処理状況」について、抽出調査から全数調査に変更 前年度以前に受け付け、当該年度に処理された苦情についても調査の対象に含めるなど調査方法等を変更
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等再編により、公害等調整委員会は、総務省の外局となる（平成13年1月）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 環境省所管の「騒音規制法施行状況調査」「振動規制法施行状況調査」及び「悪臭防止法施行状況調査」のそれぞれ苦情に係る部分について、同時調査を開始 同時調査実施に伴い、調査事項等を見直し、分類項目を変更（参考2参照）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査の効率化に伴い、調査項目を見直し、分類項目を変更（参考3参照）
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査の効率化に伴い、調査項目を見直し、分類項目を変更（参考4参照）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 調査の効率化に伴い、調査項目を見直し、分類項目を変更（参考5参照）